別表第十二（第五条第一項第五号及び第二項第五号関係）

経験年数	月額
	円
1年未満	199,900
1年以上2年未満	206,100
2年以上3年未満	211,900
3年以上4年未満	219,900
4年以上5年未満	226,600
5年以上6年未満	233,900
6年以上7年未満	241,000
7年以上8年未満	241,400
8年以上9年未満	246,400
9年以上10年未満	251,100
10年以上11年未満	256,300
11年以上12年未満	261,500
12年以上13年未満	268,100
13年以上14年未満	273,800
14年以上15年未満	279,800
15年以上16年未満	285,200
16年以上17年未満	290,900
17年以上18年未満	296,200
18年以上19年未満	301,200
19年以上20年未満	304,100
20年以上21年未満	306,900
21年以上22年未満	313,900
22年以上23年未満	317,700
23年以上24年未満	320,000
24年以上25年未満	321,600
25年以上26年未満	322,900
26年以上27年未満	324,900
27年以上28年未満	326,500
28年以上29年未満	327,800
29年以上30年未満	329,600
30年以上31年未満	330,600
31年以上32年未満	331,700
32年以上33年未満	333,400
33年以上34年未満	334,000
34年以上35年未満	334,400
35年以上37年未満	336,200
37年以上	337,500

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十二号

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）の施行に伴い、社会教育調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　文部科学大臣　松野　博一

社会教育調査規則の一部を改正する省令

社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五条」を「第五条第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の六第一項ただし書の規定に基づき、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　文部科学大臣　松野　博一

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　同一の教育委員会の所管に属する小学校及び中学校において、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合

二　同一の教育委員会の所管に属する中学校及び高等学校において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合

三　同一の教育委員会の所管に属する小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合その他教育委員会においてその所管に属する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　文部科学大臣　松野　博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十五条」を「―第六十五条の三」に改める。

第三十九条中「第六十八条まで」の下に「（第六十五条の二及び第六十五条の三を除く。）」を加える。

第四十六条第三項中「し、その他事務をつかさどる」を「する」に改め、同条第四項中「をつかさどる」を「に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」に改める。

第四章第四節中第六十五条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二　スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の三　スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第八十二条第三項中「し、その他事務をつかさどる」を「する」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。